

決議案第2号

議案第41号 平成28年度逗子市一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議

平成28年度逗子市一般会計補正予算（第1号）の執行に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 4款、1項、2目成人等保健費、健康増進計画推進事業5,898千円について、設置される未病センターには人的配置がなく、健康測定機器も利用者が1人で使用することが前提となっており、機器の選定においても、目的や効果が明確ではない。第一運動公園に整備される健康遊具も同様である。

よって、未病センターに新たな人的配置をし、また、健康測定機器や健康遊具については十分な効果が得られるように検討すること。

- 2 2款、1項、15目市民交流センター費、市民交流センター維持管理事業5,005千円において計上されている共育ネットワーク構築事業については、次のとおり履行すること。

- (1) 地域SNSを活用した市民活動及び生涯学習支援においては、地域型SNSの危険性を危惧するところであるため、制度設計に当たっては、個人情報漏えいし、市民がトラブルなどに巻き込まれることのないよう十分な配慮を事業者を求めること。

また、当該アプリの登録者数においては500名の個人と100の団体を目標として掲げているが、費用対効果の側面からもこれを達成できるよう、行政当局が本事業の運営にも積極的に関与すること。

- (2) 子供のプログラミング教育や職業体験等は、その教育的効果から本事業の目的に照らし合わせると望ましいと思われるが、こうした事業が一過性のもので終わらないよう、教育委員会とも連携し事業の継続性を担保するよう努めること。

以上のとおり決議する。

平成28年6月23日

逗子市議会